

就学前児童(0歳から5歳のお子様)の  
保護者の皆様へ

平成27年4月から  
スタートします

# 子ども・子育て 支援新制度



子どもの笑顔 輝く北区  
家庭や地域の元気が満ちるまち



平成26年10月 北区

# 『子ども・子育て支援新制度』の概要

## 『子ども・子育て支援新制度』とは？

子ども・子育て関連3法（※）に基づき、平成27年4月から実施される予定の子ども・子育て支援の新しい仕組みです。

この制度は、『保護者が子育てについての第一義的責任を有する』という基本的な考え方をベースとして、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指します。

※子ども・子育て関連3法とは…

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部を改正する法律
- ③ ①と②の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

この3つの法律を総称して「子ども・子育て関連3法」と呼んでいます。

## なぜ新たな制度になるのですか？

子育てを取り巻く環境には、次のような課題があります。

- ・ 保育需要の増加に伴う保育園の待機児童問題
- ・ 少子化の進行
- ・ 就学前教育充実の必要
- ・ 核家族化や地域での人間関係の希薄化などによる子育ての孤立感や負担感の増加

このような子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、新たな制度をスタートします。

### ① 教育・保育の場を拡充します

幼稚園、保育園といった教育・保育施設だけでなく、認定こども園の普及を促進します。  
また、少人数保育を行う地域型保育事業を認可する制度を新しく創設して、様々なニーズに合わせた教育・保育の場を確保していきます。



#### 幼稚園 対象：3～5歳

3歳から小学校入学までの幼児が、様々な遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の教育の基礎をつくるための教育施設です。

#### 認定こども園 対象：0～5歳

幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持つ施設です。認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがあります。

#### 保育園 対象：0～5歳

就労や病気などの事由により、家庭で保育ができない保護者に代わってお子さんを保育する児童福祉施設です。



#### 地域型保育事業 対象：0～2歳

原則19人以下の少人数単位で0～2歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがあります。

北区で利用できる施設は5ページへ →

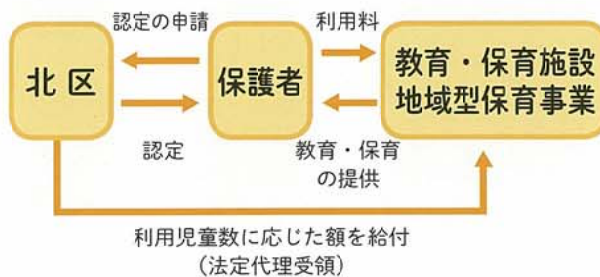


## ② 給付の制度が導入されます

教育・保育施設、地域型保育事業を利用する場合、施設の運営に必要な経費のうち、保護者は所得に応じた利用料（保育料）を負担し、残りを国・都・区が給付費として負担します。給付費は直接保護者には支払われず、区から施設に支払われます。

北区で対象となる施設は5ページへ →

※なお、私立幼稚園に関しては、新制度の給付制度に移行する園と、現行の制度を継続する園があります。



## ③ 施設や事業の利用のために『認定』が必要となります

新制度に移行する教育・保育施設や地域型保育事業の利用を希望する保護者の方は、利用のための「認定」を受けていただく必要があります。

なお、現行の制度を継続する私立幼稚園または認可外の保育施設を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。

詳しくは3ページへ →

## ④ 地域の子ども・子育て支援を充実させます

ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、地域の様々な子育て支援を充実させます。

### 〈利用者支援事業〉

子どもやその保護者が、幼稚園や保育園などの施設や様々な子育て支援事業から、必要とする支援を適切に選択し利用できるよう、情報の提供や援助を行います。

### 〈地域子育て支援拠点〉

子育て中の保護者と子どもの相互の交流や、子育て相談が気軽にできる親子の居場所となる環境を、行政や地域の子育てグループが担い手となって充実させます。

#### ＜北区の事業＞

- ★子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）
- ★児童館の乳幼児クラブ
- ★親育ちサポート事業

### 〈一時預かり〉

急な用事や短期のパートタイム就労、保護者のリフレッシュのための休養など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、ファミリー・サポート、幼稚園、保育園等で子どもを一時的に預かります。

#### ＜北区の事業＞

- ★ファミリー・サポート
- ★幼稚園、保育園の一時預かり保育
- ★年末保育
- ★子どもショートステイ・トワイライトステイ

### 〈病後児保育〉

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、保育園や病院などに付設されたスペースで預かります。

### 〈学童クラブ〉

保護者が就労などのために不在となる家庭の児童に対して、放課後に安全で安心して過ごせる遊びと生活の場を、小学校の余裕教室や児童館などを活用して提供します。

# 『認定制度』について

## (1) 施設や事業の利用のために『認定』が必要となります

新制度に移行する幼稚園・保育園等の利用を希望する保護者の方は、利用のための認定を受けていただく必要があります。

(現行の制度を継続する私立幼稚園または認可外の保育施設を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。)

認定区分はお子さんの年齢と保育の必要性の有無によって、以下の3つに分かれます。また、2号認定と3号認定は、保育の必要量に応じ、さらに2つの利用区分に分かれます。

お子さんの年齢	保育の必要性	認定区分	利用区分	利用できる施設
満3歳以上 	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	—	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育認定)	保育標準時間：最大 11 時間 保育短時間：最大 8 時間	認可保育園 認定こども園
0～2歳 	あり	3号認定 (保育認定)	保育標準時間：最大 11 時間 保育短時間：最大 8 時間	認可保育園 認定こども園 地域型保育事業

## (2) 「保育の必要性」は、保護者が次の事由に該当する場合に「必要がある」と認められます

- ① 就労（月48時間以上）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として区が認める場合

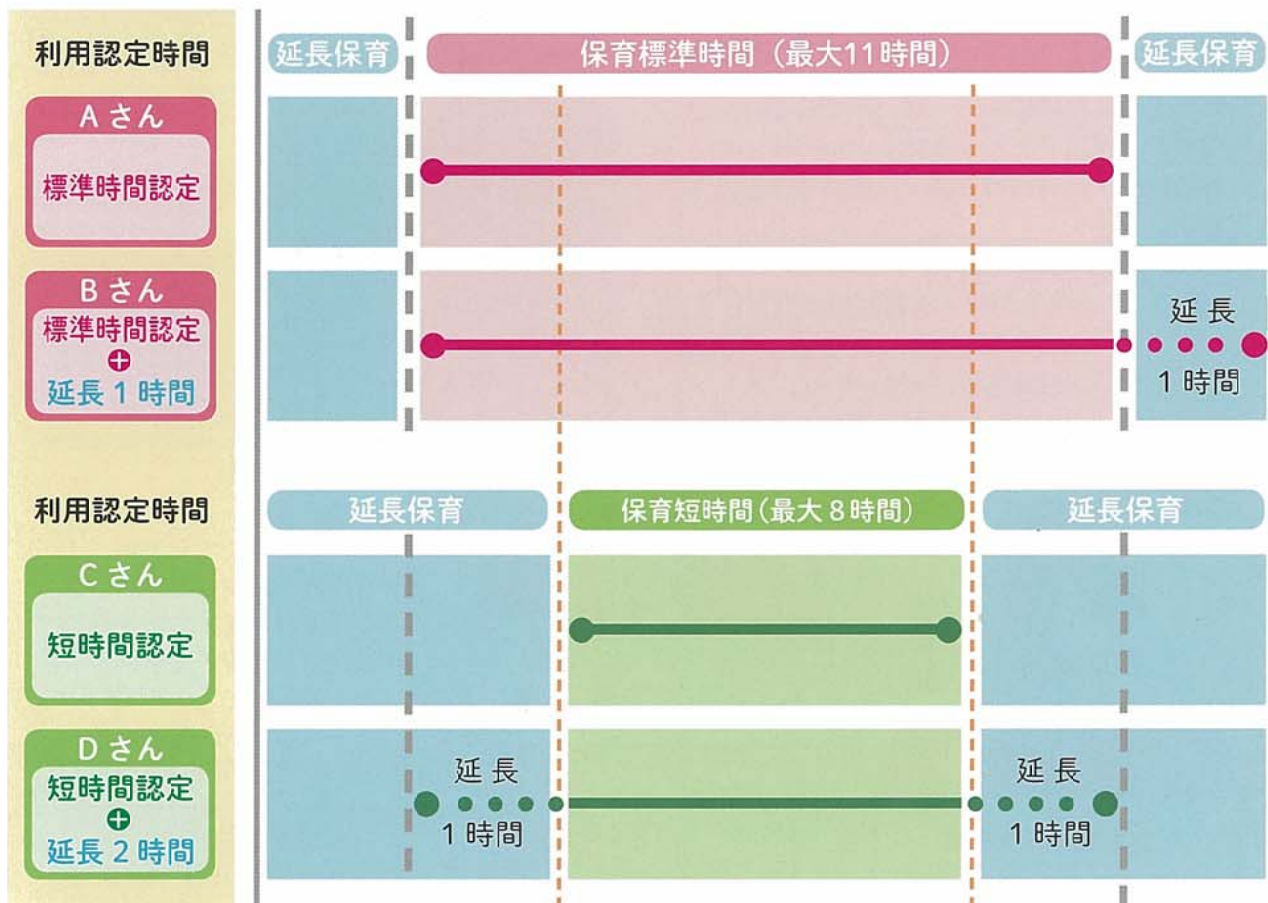


### (3) 保育の必要量に応じて「利用区分」が分けられます



利用区分

- ①保育標準時間（最大11時間利用）…フルタイム就労を想定した利用時間
- ②保育短時間（最大8時間利用）…パートタイム就労を想定した利用時間



保育時間は、最大11時間または8時間の範囲内で、各々が保育を必要とする時間（例えば勤務時間プラス通勤時間）となり、就労状況等により異なります。

#### ●保育料について

新制度に移行する施設を利用する場合の利用料（保育料）は、国が定める基準を上限として、保護者の所得に応じて、現行の負担水準や地域の実情を踏まえて区が設定することになっています。現在、国の基準額が確定していないため検討中ですが、詳細が決まり次第、お知らせする予定です。

なお、現行制度のまま継続する幼稚園等の保育料は、それぞれの園が設定する金額となります。

# 北区の教育・保育施設

それぞれの子育て家庭によって異なるニーズに対応する幼稚園、保育園等の教育・保育施設があります。( )内は平成26年10月現在に北区にある施設数です。

## 新制度に移行する施設

<利用・認定の手続> 6ページ参照 →

**現在すでに利用をしている方**

→各幼稚園・保育園等を通じて認定の申請をします。

**新たに利用を希望する方**

(幼稚園) →各幼稚園に直接利用申込をして、入園の内定後に園を通じて認定の申請をします。

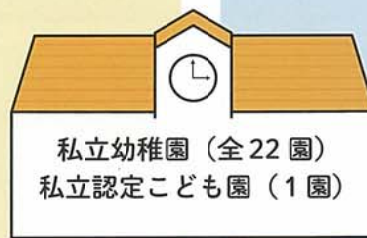
(保育園等) →各保育園の利用申込と同時に認定の申請をします。



区立幼稚園 (全6園)

私立保育園 (全22園)

区立保育園 (全42園)



私立幼稚園 (全22園)  
私立認定こども園 (1園)

※私立幼稚園・認定こども園は新制度に移行する園と現行の制度を継続する園があります。詳しくは各園にお問い合わせください。



小規模保育所 (1所)  
ちいはぐ・十条



## 現行の制度を継続する施設

<利用の手続>

**現在すでに利用をしている方**

→特にありません。継続して利用できます。

**新たに利用を希望する方**

→各幼稚園・保育園等に直接利用申込をしてください。

<認可外保育施設>  
認証保育所 (全8所)

- ・めぐみ保育園
- ・メリーポピンズ赤羽ルーム
- ・ぼけっとランド北赤羽
- ・日生赤羽駅前保育園ひびき
- ・キッズパオ王子おおぞら園
- ・ぼけっとランド王子
- ・さくらキッズ
- ・ほっぺるランド滝野川

<認可外保育施設>  
定期利用保育施設 (全2所)

- ・サンベビー保育園
- ・譲灘保育園

<認可外保育施設>  
家庭福祉員 (全8所)



★保育料は施設によって異なります。

★認可外の保育施設は新制度の対象外となり、現行の制度が継続されます。

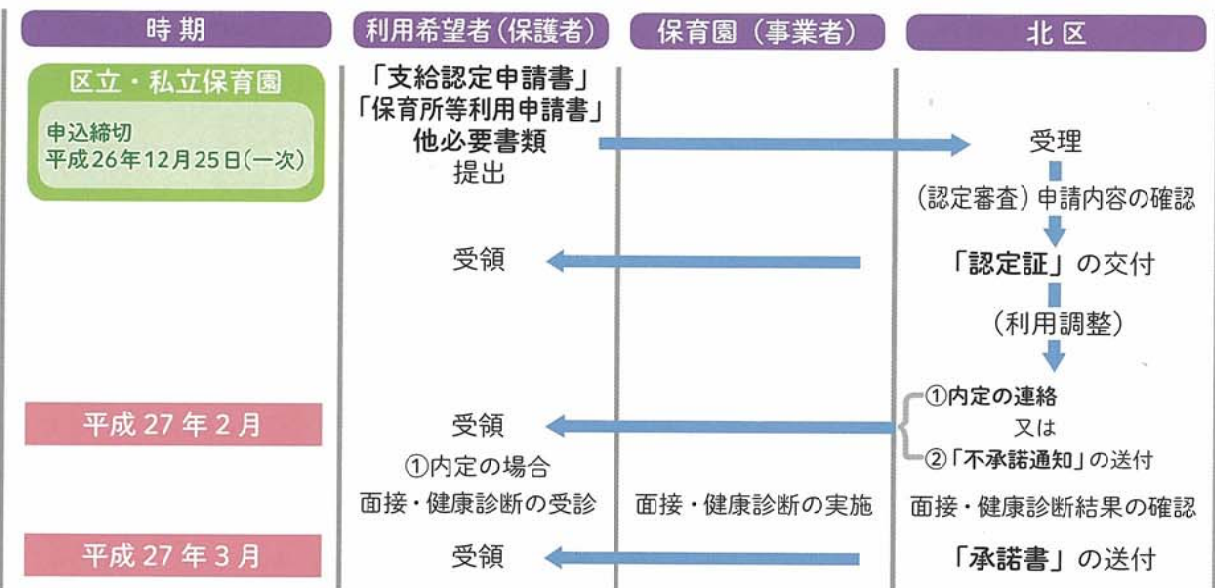
★現行の制度を継続する幼稚園に通う場合、保護者の経済的負担を軽減する「就園奨励費補助金」「保護者負担軽減補助金」「入園祝金」の制度は今後も継続されます。

# 新制度に移行する施設利用の申込み

## (1) 幼稚園を平成27年4月から新規に利用希望する場合（1号認定）



## (2) 保育園を平成27年4月から新規に利用希望する場合（2号認定・3号認定）



※認定こども園の手続きの流れは、1号認定の場合は(1)、2号認定の場合は(2)となります。

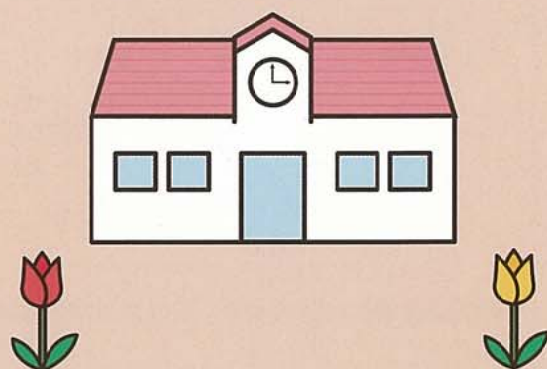
## (3) 幼稚園または保育園をすでに利用していて、平成27年4月以降も継続して利用を希望する場合（在園児）

平成27年2月頃に、在籍している幼稚園・保育園等を通じて認定申請のご案内をする予定です。



Q: 保育園を希望しています。認定証が交付されれば必ず入園ができるのですか？

A: 保育を必要とする事由に該当していれば認定証は交付されます。保育園の内定は、利用調整で決定します。保育の必要性の認定と利用調整は、それぞれの基準に基づき行いますので、認定証が発行されても、必ずしもご希望の保育園が利用できるわけではありません。



子ども・子育て支援新制度や認定の手続きについてのお問い合わせ

コールセンター 電話 03(3908)1333

開設時間 平日 午前8時30分～午後5時15分  
(平成26年10月1日～平成27年3月31日)

入園についてのお問い合わせ

● 区立幼稚園の入園について

教育委員会事務局 学校支援課学校支援係 電話 03(3908)9293

● 私立幼稚園・認定こども園の入園について

入園のお申し込みについては各幼稚園にお問い合わせください。

その他私立幼稚園に関する一般的なお問い合わせは

子ども家庭部 子育て支援課次世代育成係 電話 03(3908)8143

● 保育園の入園について

子ども家庭部 保育課入園相談係 電話 03(3908)9129

子ども・子育て支援新制度について

内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>